

養育費等について お困りではありませんか？

養育費をどのように取り決めたらよいのか
養育費の額について折り合いがつかない
養育費が支払われなくなり困っている
今からでも養育費を請求したい
子どもが進学したので増額してほしい
面会交流について知りたい

など



専門相談員が相談(面談/電話/メール)に応じます。

- 相談時間：平日 9:30～16:30
(土日祝・年末年始を除く)

面談
(要予約)

面談・弁護士無料相談のご予約は、
相談申込フォーム(QR)から行えます。



電話

025-281-5546

メール

info@niigatakenboren.jp

相談員が数日中に回答を返信します。

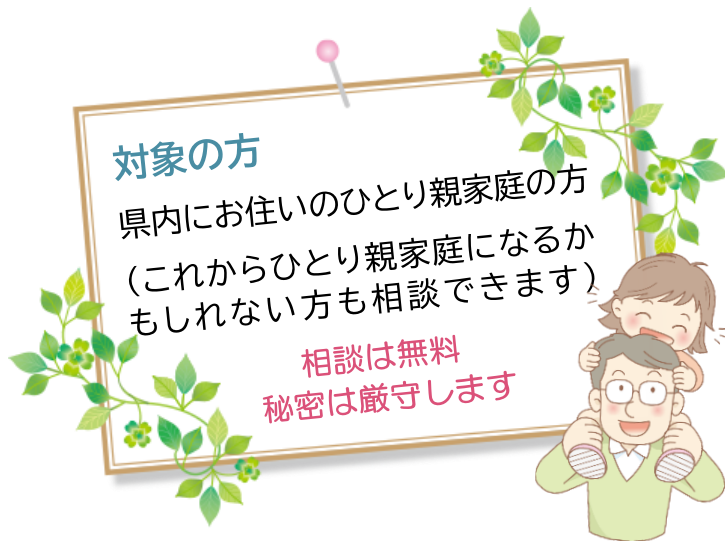
弁護士無料相談(要予約・1人30分)

毎月第4木曜日17:00～20:00(要予約)に、
弁護士による離婚前・離婚後の養育費確保のための
取り決めや支払いの履行・強制執行等に関する法律
相談(来所・電話・オンライン)を実施しています。

対象の方

県内にお住いのひとり親家庭の方
(これからひとり親家庭になるか
もしれない方も相談できます)

相談は無料
秘密は厳守します



支援センターについて

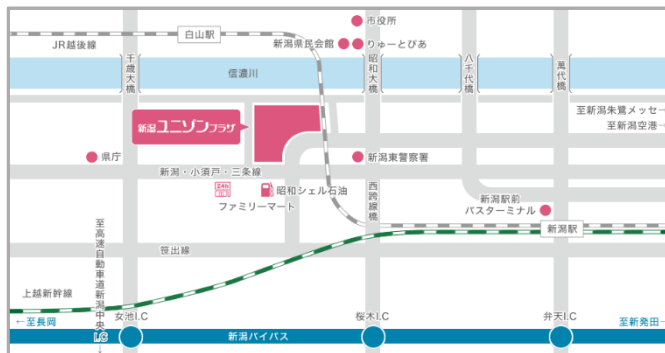
新潟県内のひとり親家庭等の親の自立促進・子どもの健全な育成を図るため、(一社)新潟県母子寡婦福祉連合会が新潟県並びに新潟市から業務を受託しひとり親家庭等の親の生活・就業相談、無料職業紹介、養育費相談等を実施しています。

相談会場の所在地

新潟県 / 新潟市

ひとり親家庭等就業・自立支援センター

〒950-0994 新潟市中央区上所 2-2-2 新潟ユニゾンプラザ 3階

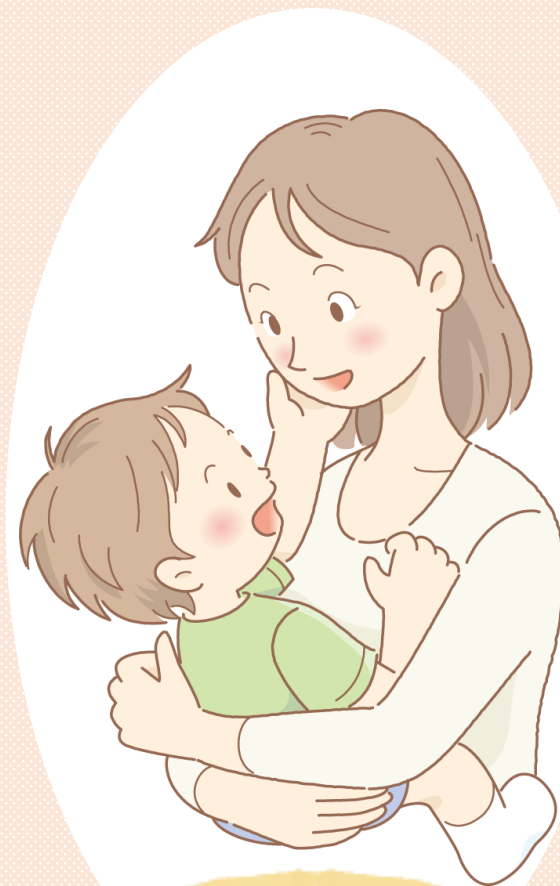


運営団体：一般社団法人新潟県母子寡婦福祉連合会
電話：025-281-5546/FAX：025-281-5547
E-mail：info@niigatakenboren.jp
ホームページ：https://niigatakenboren.jp



県母連 HP

ひとり親家庭の みなさんへ



ひとり親家庭等 就業・自立支援センター

新潟県・新潟市
委託事業

一般社団法人新潟県母子寡婦福祉連合会

令和5年4月発行

生活・就業に関することで 悩んでいませんか？

離婚後の生活に不安を感じている
子育てと両立した働き方をしたい
なかなか次の就職先が決まらない
応募書類の作り方を教えてほしい
資格やスキルを身に付けたい
ひとり親家庭が利用できる
支援制度について知りたい
など



専門相談員が相談(面談/電話/メール)に応じます。

- 相談時間：平日 9:30～16:30
(土日祝・年末年始を除く)

面談のご予約は、
相談申込フォーム(QR)から行えます。



面談
(要予約)



★当センターには個室・おもちゃがあります★

電話

025-281-5587

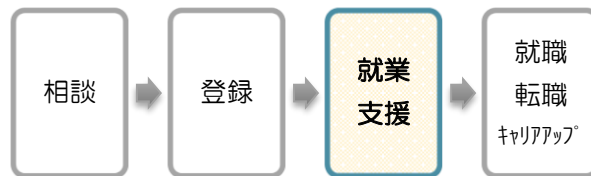
メール

info@niigatakenboren.jp

相談員が数日中に回答を返信します。

相談・支援の流れ

まずはご相談ください。 ※相談のみも可



支援の内容

生活・就業相談

- 生活や子育ての悩み
- 就業(再就職・転職・キャリアアップなど)

求人等の情報提供

- 求人情報・職業訓練などの情報
- 利用できる制度・相談窓口などの情報

LINE 公式アカウントで情報配信中
(QRコードから友達追加！)



ひとり親ジョブマッチにいがた(無料職業紹介)

- ひとり親ジョブマッチにいがた求職登録
- 職業の紹介・斡旋
- 応募書類(履歴書・職務経歴書)の作成指導
- 面接のアドバイス

専用Webサイト「ひとり親ジョブマッチにいがた」TOP
(QRコードから求人情報検索・求職登録！)



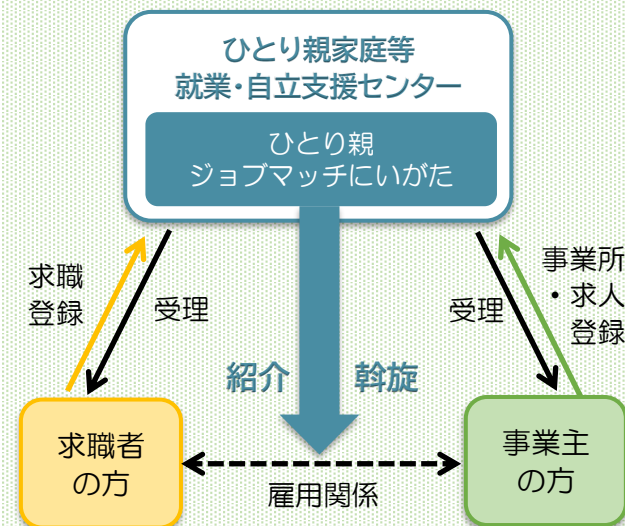
ひとり親ジョブマッチにいがた (無料職業紹介所)について

求職者の方へ

お申込みいただいた求職の条件に
合った求人をご紹介します。

事業主の方

お申込みいただいた求人条件に
合った求職者をご紹介します。



◎ご不明な点はお問合せください。

新潟県 / 新潟市

ひとり親家庭等就業・自立支援センター
(新潟県ひとり親家庭等無料職業紹介所)

無料職業紹介事業 許可番号 15-ム-300001

運営団体：一般社団法人新潟県母子寡婦福祉連合会
〒950-0994 新潟市中央区上所 2-2-2
新潟ユニゾンプラザ 3階

電話：025-281-5587/FAX：025-281-5547
メール：info@niigatakenboren.jp
ホームページ：https://niigatakenboren.jp

● 受付時間：平日 9:30～16:30
(土日祝・年末年始を除く)